ハンガリーの憲法裁判所

山岡　規雄

【目次】

はじめに
Ⅰ　設立までの経緯
Ⅱ　憲法裁判所の構成
Ⅲ　憲法裁判所の権限
Ⅳ　主な判例
おわりに
翻訳：ハンガリー共和国憲法（抄）
　　憲法裁判所法

はじめに

1980年代末から1990年代前半に起こった旧ソ連・東欧諸国の体制転換に際して、それらの国の多くが憲法裁判所を設置した。ハンガリーもそのうちの一国であるが、同国の憲法裁判所は、他国に比較して、広範な権限を有し(注1)、「西側」、特にドイツの判例理論を援用しつつ積極的な活動を展開し、その存在は、国民から高い信頼を得ている(注2)。

Ⅰ　設立までの経緯

ハンガリーの体制転換は、当時の政権党であった社会主義労働者党の内部の改革から始まった。1988年５月の党全国協議会、11月の党中央委員会等での改革論議を経て、1989年２月の党中央委員会で、複数政党制への移行と民主集中制(注3)の放棄が決定された。それに先立つ1989年１月の国会では、政党や政治団体の活動を合法化する結社法と集会の自由を認める集会法が可決され、在野の政治団体の活動が活発化し、「反対派円卓会議」という組織の下に団結した。

1989年６月には政府、「反対派円卓会議」、労働組合などの社会団体の三者で構成される「国民円卓会議」が設置された。国民円卓会議は、９月に基本的な合意に達し、年内に国会で新憲法の草案の審議を始め、翌年の国民投票を経て新議会で議決すること（この点に関しては実現しなかった）、憲法裁判所を設置すること、10月の国会では、新憲法制定までの暫定的性格を持った憲法改正案を審議することで合意した。この合意に従い、国会は1989年10月に憲法改正を行い、第32/A 条において憲法裁判所を設置する旨の規定を置くとともに、同月、憲法裁判所法を可決した。なお、この法律は、国会の出席議員の３分の２の賛成がなければ改正されないことになっている（憲法第32/A 条第６項）。

Ⅱ　憲法裁判所の構成

ハンガリーの憲法裁判所は、11名の裁判官により構成され（憲法裁判所法第４条第１項）、任期は９年で、再任は、一度のみ許されており（同法第８条第３項）、70歳の定年制となっている（同法第15条第１項）。

年齢資格は、45歳以上であり、政治学及び法学の大学教授若しくは博士又は20年以上の実務の経験を有する法律家の中から（同法第５条）国会議員の３分の２の多数により、選出される（憲法第32/A 条第４項）。

憲法裁判所裁判官は、国会議員又は地方議会議員と兼職することはできず、その他の国家機関の職員の任務又は利益代表機関の管理職の任務を遂行することはできず、政党の党員となることもできない（憲法裁判所法第９条第１項）。

なお、憲法裁判所法第３条では、所在地をエステルゴムであると定めているが、実際にはブダペストで活動を行っている。

Ⅲ　憲法裁判所の権限

憲法裁判所の権限は、憲法裁判所法第１条に列記されている。すなわち、ａ）可決されたが、未だ公布されていない法律、議院規則及び条約の規定の違憲性の事前審査、ｂ）法令及び国家行政のその他の法的措置の違憲性の事後審査、ｃ）法令及び国家行政のその他の法的措置の条約適合性の審査、ｄ）憲法により保障された権利の侵害を理由とする憲法訴願の判決、ｅ）不作為による違憲状態の解消、ｆ）国家機関間、自治体とその他の国家機関の間又は自治体間に生じた権限の抵触の解消、ｇ）憲法の規定の解釈、ｈ）法律により管轄事項と規定されたすべての事案の処理の８つの権限が定められている。

ａ）の法令の事前審査の提訴権者は、大統領[注４]と政府である（同法第21条第１項）。ｃ）の法令の条約適合性の審査の提訴権者は、国会、国会の常任委員会、すべての国会議員、大統領、政府、大臣、会計検査院院長、最高裁判所長官、検事総長である（同法第21条第３項）。ｇ）の憲法の規定の解釈を請求できる主体は、国会、国会の常任委員会、大統領、政府、大臣、会計検査院院長、最高裁判所長官、検事総長である（同法第21条第６項）。

ｂ）の法令の事後審査、ｄ）の憲法訴願、ｅ）不作為による違憲の訴訟については、すべての人が提訴できるとされている（同法第21条第２項及び第４項）。

その他の憲法裁判所の権限として、大統領の弾劾裁判（憲法第31/Ａ条及び第32条）がある。また、政府の要請に従い、憲法違反を理由として国会が地方議会を解散させる際には、政府は憲法裁判所の見解を求めなければならないことになっている（憲法第19条第３項１）号）。

このように法令の事前審査及び事後審査、憲法の規定の解釈など多くの権限を有し、提訴権者の範囲も広範であることがハンガリーの憲法裁判所の特徴である。

1996年までのデータではあるが、下記の表は、憲法裁判所が取り扱った事例に関する統計である。

この表に示されているように、憲法裁判所の主な事務は、法令の事後審査である。また、不作為による違憲の審査の件数に関しては、憲法

憲法裁判所が取り扱った事例の件数

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
法令の事前審査	－	3	1	4	1	－	2
法令の事後審査	584	734	408	350	295	397	402
条約違反の法令の審査	1	2	1	－	－	1	3
憲法訴願	12	6	21	17	7	20	19
不作為による違憲の審査	174	49	6	17	5	9	16
機関争訟	－	－	1	－	1	1	3
憲法の解釈	8	4	4	－	1	2	－
その他	13	29	81	41	85	42	83

出典：László Sólyom and Georg Brunner, *Constitutional judiciary in a new democracy*, Ann Arbor：University of Michigan Press, 2000, p.72.

裁判所の発足した1990年の数字が突出しているが、これは体制転換に伴って法的制度に不備が多かったためであると思われる。

Ⅳ　主な判例

憲法裁判所発足後の主要な判例には、次のようなものがある。

1　自己決定権（1990年決定第８号）

申立人は、組合員の了解なしに労働組合の代表を決定する1967年の労働法の規定を不服とし、憲法裁判所に裁判を提起した。これに対し、憲法裁判所は、当該労働法の規定は、違憲であり、被用者の自己決定権を侵害するものであると判示した。自己決定権は、憲法に明記されている権利ではないが、憲法第54条に規定する人間の尊厳から導かれる権利であるとの見解を示した。

2　大統領の権限（1991年決定第48号）

憲法第40/B 条第３項によると、「憲法の枠内で、国会、共和国大統領、国家防衛評議会、政府及び担当の大臣は、条約に別段の定めがない限り、軍隊を指揮する権利を有する」と規定されているが、平時においては、軍隊の管理は政府に排他的に属するものではないかと、防衛大臣が憲法裁判所に憲法の解釈を求めた。

これに対し、憲法裁判所は、憲法第29条第２項において、「共和国大統領は、軍隊の総指揮官である」と規定されているが、この規定をもって大統領に軍隊内において一定の職務を付与するものではない。大統領は、軍隊の組織の外部に位置づけられ、憲法及び憲法に基づいて制定された立法によって付与された権限しか有しない。大統領が平時において、軍隊に対して管理的行為を行う場合には、所轄大臣の副署を必要とする、との見解を示した。

なお、このケースでは、上記の防衛大臣による解釈の請求のほか、国会の文化・教育・科学・スポーツ・テレビ・出版委員会が大統領の人事権等について、司法大臣が大統領の免責特権について、合同して憲法の解釈を求めた。(注５)

3　メディア規制（1992年決定第37号）

申立人は、国営放送を政府の監督下に置くと規定する1974年政令第1047号の第６条は、基本的人権の本質を規定する憲法第８条第２項及び報道の自由を定める憲法第61条第２項に違反すると主張した。また、憲法第61条第４項が、公営放送の監督等を定める法律には、国会議員の３分の２の賛成が必要であると定めているにもかかわらず、当該法律は未だ制定されておらず、政府による不当な影響力の行使のおそれがあると主張した。

これに対し、憲法裁判所は、訴えを認め、1974年政令第1047号の第６条は、憲法第61条第１項及び第２項に違反すると判断するとともに、当該法律を1992年11月30日までに制定するよう国会に勧告した。

おわりに

以上のように、憲法裁判所は、人権保障の拡充、憲法的機関の相互の関係の確定、整備すべき法律の勧告といった活動を行い、体制転換に伴う各種の制度設計の一端を担ってきたといえよう。

また、個人情報の保護に関する判例においては、世界的にも「先端的な」判断を示すなど、(注６)積極的な活動を続けており、その動向は注目に値するということができる。

注

(1)　旧ソ連・東欧諸国における憲法裁判所の権限の比較については、小森田秋夫「旧ソ連・東欧諸国におけ

る違憲審査制の制度設計」『レファレンス』654号, 2005. 7, pp.81-82.を参照。

(2) 国家機関に対する信頼度の調査によると、2001年では約68パーセントの国民が憲法裁判所に信頼を寄せており、国家機関の中で1位を占めている。András Körösény und Gábor G. Fodor, "Das politische System Ungarns", *Die politischen Systeme Osteuropa 2. Aufl*. Opladen：Leske＋Budrich, 2004, p.361.

(3) 民主主義に基づいて国家機構を集権的に統合する組織編制原則であり、社会主義国家の組織原則。その内容としては、上から下まで党のすべての指導機関に対する選挙原則の適用、それぞれの党組織に対する党機関の定期的報告義務制、厳格な党規律と少数者の多数者への服従、上級機関の決定の下級機関・党員に対する絶対的拘束性が挙げられる。森英樹「民主的権力集中制」『三省堂憲法事典』三省堂, 2001, p.455；田口富久治「民主集中制」『現代政治学事典』おうふう, 1994, p.990.

(4) ハンガリーの大統領は、国会による間接選挙により選出される。

(5) これらの請求に基づく憲法裁判所の判断の詳細については、次の文献を参照。László Sólyom and Georg Brunner, *Constitutional judiciary in a new democracy*, Ann Arbor：University of Michigan Press, 2000, pp.159-170.

(6) 個人情報の保護について、憲法裁判所は、個人データを誰がいつどこで何の目的に使用したかを知る権利が存在すると判示した。Catherine Dupré, *Importing the law in post-communist transitions*, Oxford：Hart, 2003, p.90.

＊本稿の作成及び次ページ以下の法律の訳出に際しては、ハンガリー国会図書館のホルヴァート・エステル（Horváth Eszter）氏の貴重な助言をいただいた。ここに謝意を表明したい。

（やまおか　のりお・政治議会課憲法室）

1949年法律第20号
ハンガリー共和国憲法（抄）
1949. évi ＸＸ. törvény
A MAGYAR KÖZTÁRSASÁG ALKOTMÁNYA

山岡　規雄訳

第19条

⑴－⑵　［略］

⑶　国会は、その権限内において次の各号に掲げる事項を行う。

ａ）－ｋ）　［略］

１）憲法裁判所からの意見聴取を経て提出された政府の提案に基づき、憲法に敵対する活動を行った地方自治体の議会を解散させること並びに県の領域、名称及び県庁所在地、県と同等な権限を有する都市の宣言並びに首都の地区の設置について決定すること。

［以下略］

第31/A 条

⑴　共和国大統領の身体は、不可侵である。特別法は、刑事訴追からの保護を定める。

⑵　職務の遂行に際して、憲法又は他の法律に違反した共和国大統領に対して、５分の１の国会議員の賛同により、弾劾を提案することができる。

⑶　弾劾の手続の開始には、国会議員の３分の２の票が必要とされる。投票は、秘密である。

⑷　国会の決議から弾劾の手続の終了まで、共和国大統領は、その権限を行使することができない。

⑸　弾劾に対する判決は、憲法裁判所の権限である。

⑹　憲法裁判所は、裁判の結果、法律違反の事実を確認した場合には、共和国大統領を罷免することができる。

⑺　［削除］*

⑻　［削除］*

第32条

⑴　共和国大統領の在任中に、その職務活動に関連して犯された、刑事的に訴追されるべき行為を理由として、弾劾の手続が開始された場合には、憲法裁判所は、刑事訴追手続の基本的規定も適用しなければならない。訴追については、国会議員の中から選出された特別訴追人が代表する。

⑵　その他の場合には、共和国大統領に対する刑事訴追手続は、その職務の終了後にのみ開始される。

⑶　憲法裁判所が、故意の犯罪により共和国大統領が有罪であると判断した場合には、共和国大統領を罷免し、同時に、刑法典において当該行為に対して定められている刑罰及び措置を適用することができる。

第32/A 条

⑴　憲法裁判所は、法令の合憲性を審査し、法律により、その管轄であると定められた任務を遂行する。

⑵　憲法裁判所は、憲法違反と認めた場合には、法律その他の法令を無効とする。

⑶　憲法裁判所への訴訟は、法律に定められた場合に、いかなる者も提起することができる。

⑷　憲法裁判所の11名の裁判官は、国会により選出される。憲法裁判所裁判官は、国会に代表を有する政党の各会派１名ずつの議員に

よって構成される指名委員会が推薦する。憲法裁判所裁判官の選出には、国会議員の３分の２の票が必要とされる。

(5)　憲法裁判所裁判官は、政党の構成員となることができず、憲法裁判所の管轄事項に基づく任務以外の政治的活動を行うことはできない。

(6)　憲法裁判所の組織及び活動に関する法律の可決には、出席議員の３分の２の票が必要とされる。

訳注

＊憲法改正により削除された。

（**やまおか　のりお**・政治議会課憲法室）

1989年法律第32号
憲法裁判所法

1989. évi XXXII. törvény az Alkotmánybíróságról

山岡　規雄訳

国会は、法治国家の確立、憲法秩序及び憲法により保障された基本権の擁護、権力分立及び相互の均衡の確立並びに憲法擁護の最高機関の設置のため、憲法第32/A 条第 6 項の規定に基づき、法律を次のとおり制定する。

第 1 章　憲法裁判所の管轄

第 1 条

憲法裁判所は、次の各号に掲げる事項を管轄する。

a）既に可決されたが、未だ公布されていない法律、議院規則及び条約の規定の違憲性の事前審査

b）法令及び国家行政のその他の法的措置の違憲性の事後審査

c）法令及び国家行政のその他の法的措置の条約適合性の審査

d）憲法により保障された権利の侵害を理由とする憲法訴願の判決

e）不作為による違憲状態の解消

f）国家機関間、自治体とその他の国家機関の間又は自治体間に生じた権限の抵触の解消

g）憲法の規定の解釈

h）法律により管轄事項と規定されたすべての事案の裁判

第 2 条

憲法裁判所は、自らの予算を作成し、国家予算の一部として承認を求めるため、国会に提出する。

第 2 章　憲法裁判所の構成

第 3 条

憲法裁判所の所在地は、エステルゴムである。

第 4 条

(1)　憲法裁判所は、長官及び副長官を含め、11名によって構成される組織である。

(2)　憲法裁判所は、憲法裁判所裁判官の中から３年の任期で長官及び副長官を選出するものとし、その職務は再選可能である。再選は、憲法裁判所裁判官の任期に影響を及ぼさない。

第 5 条

(1)　法学の学位を有し、刑罰を受けたことのない、45歳以上のすべてのハンガリー市民が憲法裁判所裁判官に選出されうるものとする。

(2)　国会は、深い知識を有する理論的法律家（政治学及び法学の大学教授又は博士）又は少なくとも20年間、実務の経験を有する法律家の中から、憲法裁判所裁判官を選出する。実務の経験は、政治学及び法学の学位を必要とする地位において獲得されたものでなければならない。

(3)　選出に先立つ４年の間に、政府の構成員若しくはいずれかの政党の党員であり、又は行政の指導的立場にあった者は、憲法裁判所裁判官となることはできない。

第 6 条

国会に議席を有する政党の会派により指名さ

れた国会議員からなる指名委員会が憲法裁判所裁判官の候補者を推薦する。

第７条

候補者は、国会の法務・行政・司法委員会による聴聞を受ける。

第８条

⑴　国会は、法務・行政・司法委員会の意見を考慮して憲法裁判所裁判官を選出する。

⑵　国会が候補者を選出しない場合には、第６条に規定する指名委員会は、同一会期内の遅くとも15日以内に、新たな候補者を推薦する。

⑶　憲法裁判所裁判官は、９年の任期で選出される。憲法裁判所裁判官は、１回のみ再任されうるものとする。

⑷　前任の裁判官の任期満了に先立つ３か月以内に、新しい憲法裁判所裁判官を選出しなければならない。国会が解散されている場合には、選出は、新たに選挙された国会の冒頭の会議後、１か月以内に行わなければならない。

第９条

⑴　憲法裁判所裁判官は、国会議員又は地方議会議員と兼職することはできず、その他の国家機関の職員の任務又は利益代表機関の管理職の任務を遂行することはできず、政党の党員となることはできない。

⑵　憲法裁判所裁判官は、憲法裁判所の管轄する権限を行使すること以外に、政治的活動に従事し、政治的言明を行うことはできない。

⑶　憲法裁判所裁判官は、科学的、教育的、文学的及び芸術的活動を除き、収入を伴う職業に従事することはできない。

第10条

⑴　憲法裁判所裁判官に選出された者が第９条に規定する兼職違反を犯している場合には、選出後10日以内に兼職違反を解消しなければならない。この解消が行われるまで、憲法裁判所裁判官に選出された者は、その職務から生じる権限を行使することはできない。

⑵　憲法裁判所裁判官が第１項に規定する義務を所定の期間内に履行しない場合には、憲法裁判所の裁判官会議の決定により、裁判官の資格喪失を確定する。

第11条

憲法裁判所裁判官は、就任に際し、憲法を完全に遵守すること及び義務を誠実に履行することを国会の前に宣誓する。

第12条

憲法裁判所裁判官は、独立であり、憲法及び法律のみに従って、決定を下す。

第13条

憲法裁判所長官の給与及び手当については、特別な法律により定める。副長官を含む他の裁判官については、大臣と同等の給与及び手当が支給される。

第14条

⑴　憲法裁判所裁判官は、国会議員と同等の免責特権を享受する。

⑵　憲法裁判所裁判官は、現行犯の場合を除き、憲法裁判所の裁判官会議の同意なしに、逮捕され、刑事訴追手続を開始され、又は警察による強制手段を適用されないものとする。

⑶　憲法裁判所の裁判官会議が憲法裁判所裁判官の免責特権を停止した場合には、同時に当該裁判官の職務を執行する権利も停止される。憲法裁判所裁判官に対し、現行犯を根拠として刑事訴追手続が開始された場合にも、同様の停止処分がなされる。

⑷　憲法裁判所裁判官は、職務の遂行の際に表

明した見解及び投票について責任を問われない。

第15条

⑴　憲法裁判所裁判官は、次の各号に掲げる事由により任務を終了する。

ａ）70歳に達したこと。

ｂ）任期（第８条第３項）の満了

ｃ）死亡

ｄ）辞職

ｅ）兼職違反の確定

ｆ）免職

ｇ）罷免

⑵　第１項ａ）号からｄ）号までに該当する場合には、憲法裁判所長官が憲法裁判所裁判官の任務の終了を確定し、公表する。第１項ｅ）号、ｆ）号及びｇ）号に該当する場合には、憲法裁判所の裁判官会議が決定を下す。

⑶　憲法裁判所裁判官は、70歳に達した場合には、退職する。

⑷　辞職は、文書により憲法裁判所長官に通告し、長官は、それを受領しなければならない。

⑸　憲法裁判所裁判官の個人に関し、その活動期間内に、兼職違反に関わる事由が生じた場合には、当該裁判官は、これを解消しなければならない。兼職違反を確定した会議から10日以内に解消しなかった場合には、憲法裁判所の裁判官会議は、当該裁判官の資格を終了させることを確定する。当該裁判官は、兼職違反を確定した憲法裁判所の決定の時点から新たな裁判官会議の決定までの間、職務から生じる権限を行使することはできない。

⑹　憲法裁判所裁判官は、自らの責任ではない理由のため、その職務を遂行することができない場合には、免職により任務が終了する。

⑺　憲法裁判所裁判官は、自らに責任のある理由により職務を遂行しなかった場合又は犯罪を犯し、判決により確定した場合若しくはその他の要因により職務に相応しくない状況になり、かつ、そのために憲法裁判所の裁判官会議が憲法裁判所裁判官から除名した場合には、罷免により任務が終了する。１年間憲法裁判所の活動に参加しなかった者は、憲法裁判所裁判官を罷免される。

第16条

⑴　憲法裁判所裁判官の任務が第15条第１項ａ）号及びｂ）号に掲げる事由により終了した場合には、憲法裁判所は、第８条第４項の規定に基づき、新たな裁判官を選挙しなければならない。第15条第１項ｃ）号からｇ）号までの規定により生じた裁判官の欠員は、２か月以内に補充しなければならない。

⑵　欠員の補充については、第５条から第11条の規定を適用する。

第17条

⑴　憲法裁判所長官は、次の各号に掲げる行為を行う。

ａ）憲法裁判所の活動を調整すること。

ｂ）憲法裁判所の裁判官会議を招集し、主宰すること。

ｃ）国会その他の機関に対し、憲法裁判所を代表すること。

ｄ）法律又は憲法裁判所規則において定められた任務を遂行すること。

⑵　憲法裁判所長官に事故のある場合には、副長官が代行する。

第18条

⑴　憲法裁判所の運営及び準備作業については、憲法裁判所事務局がこれを行う。

⑵　憲法裁判所事務局の組織及び活動は、憲法裁判所規則において定める。

第３章　憲法裁判所の訴訟手続

総則

第19条

この法律又は憲法裁判所規則に別段の規定がない限り、憲法裁判所の訴訟における、法的代理、母語の使用の保障及び裁判官の除斥に関しては、民事訴訟法の規定を準用する。

第20条

憲法裁判所は、権限を有する者の申立てに基づき裁判を行う。

第21条

⑴　次の各号に掲げる主体は、第33条から第36条までに定める区分に従い、第１条第ａ）号に規定する訴訟を提起することができる。

ａ）［削除］*

ｂ）共和国大統領

ｃ）政府

⑵　第１条ｂ）号に規定する訴訟は、いかなる者も提起することができる。

⑶　次の各号に掲げる主体は、第１条ｃ）号に規定する訴訟を提起することができる。

ａ）国会、国会の常任委員会又はすべての国会議員

ｂ）共和国大統領

ｃ）政府又はその構成員

ｄ）会計検査院院長

ｅ）最高裁判所長官

ｆ）検事総長

⑷　第１条ｄ）号及びｅ）号に規定する訴訟は、いかなる者も提起することができる。

⑸　第１条ｆ）号に規定する訴訟は、権限が抵触している機関が提起することができる。

⑹　次の各号に掲げる主体は、第１条ｇ）号に規定する訴訟を提起することができる。

ａ）国会又はその常任委員会

ｂ）共和国大統領

ｃ）政府又はその構成員

ｄ）会計検査院院長

ｅ）最高裁判所長官

ｆ）検事総長

⑺　第１条ｃ）号及びｅ）号に規定する訴訟は、職権によっても提起することができる。

⑻　法律により、第１項から第６項までに掲げた主体以外に、憲法裁判所への訴訟の提起の権限を付与することができる。

第22条

⑴　訴訟の開始に関する文書による申立ては、直接憲法裁判所に提出しなければならない。

⑵　申立てにおいては、根拠となる理由を明確にするとともに、一定の請求を明記しなければならない。

⑶　同一の内容の申立ては、先の請求の根拠となる理由が大幅に変更した場合に限り、再び提出することができる。

第23条

⑴　憲法裁判所長官は、権限を有しない者から提出された申立てを、申立てを行う権限を有する機関に送付するとともに、明らかに根拠のない申立てを却下する。

⑵　憲法裁判所長官は、憲法裁判所の管轄外の事案に関する申立てを管轄権を有する機関に転送する。

第24条

すべての者は、憲法裁判所により要求された情報を提供しなければならない。

第25条

⑴　憲法裁判所は、裁判官会議又は３名の部会において裁判を行う。

(2) 憲法裁判所は、利用可能な文書に基づき、必要な場合には、個人に対する聴聞及び専門家の協力により、証拠調べを行う。その他の証拠調べの方法及び手段は、訴訟において適用することができない。

(3) 憲法裁判所は、憲法裁判所規則で定める場合を除き、非公開で、原則として過半数により、理由を付して決定を下す。決定は、申立てを行った者に通知しなければならない。

第26条

憲法裁判所裁判官は、少数意見を理由を記した書面とともに、文書に付与する権限を有する。

第27条

(1) 憲法裁判所の決定に対して上告することはできない。

(2) 憲法裁判所の決定は、すべての者を拘束する。

第28条

(1) 憲法裁判所における訴訟は、無税であり、無料である。

(2) 申立ての提出に関連して悪意が確認された場合には、憲法裁判所は、申立てを行った者に対し、訴訟により生じる費用を負担させることができる。

第29条

憲法裁判所の組織及び訴訟に関する細則は、憲法裁判所規則により定める。当該規則は、憲法裁判所の提案に基づき、国会が法律により定める。

第30条

(1) 憲法裁判所は、裁判官会議において次の各号に掲げる事案について決定する。

a）既に可決されたが、未だ公布されていない法律及び議院規則における違憲の疑いのある規定の事前の違憲審査

b）違憲の疑いのある条約の規定の事前の違憲審査

c）法律の違憲性の事後審査

d）法律の条約適合性の審査

e）憲法の規定の解釈

f）憲法裁判所規則案の作成

g）憲法裁判所裁判官の現行犯を除く逮捕、刑事裁判の開始又は警察的強制措置の執行への同意

h）憲法裁判所裁判官の個人に関する兼職違反の事由の確定

i）兼職違反が解消されていないことを理由とする憲法裁判所裁判官の資格終了の確定

j）憲法裁判所裁判官の免職

k）憲法裁判所裁判官の罷免

l）憲法裁判所長官又は3名の裁判官が裁判官会議において提案した、その他の事項

(2) 憲法裁判所の裁判官会議は、すべての裁判官により構成される。

(3) 裁判官会議は、長官又は長官に事故のある場合には、副長官を含む、少なくとも8名の裁判官が出席しなければ、決定を行うことができない。可否同数の場合には、長官が決裁する。長官に事故のある場合には、第17条第2項の規定を適用する。

(4) 憲法裁判所の裁判官会議において、憲法裁判所裁判官は、表決の権利を有して出席する。秘密会の命令が下されるまで、共和国大統領、首相、国会議長、最高裁判所長官、検事総長、司法大臣、申立てを行った者は、裁判官会議に出席し、意見を陳述することができ、憲法裁判所長官により招致された者は、裁判官会議に出席することができる。

第31条

(1) 憲法裁判所の3名の部会は、法律で定める

例外を除き、第１条ｂ）号及びｃ）号並びに第１条ｄ）号からｆ）号までに掲げる事項について裁判する。

⑵　当該部会は、すべての構成員が出席している場合において、定足数を満たす。

⑶　当該部会を主宰する憲法裁判所裁判官により招致された者は、当該部会に参加することができる。

第32条

憲法裁判所の裁判官会議又は３名の部会は、法律又は憲法裁判所規則において、判決の権限を付与されている事項についても裁判する。

第４章　個々の訴訟手続

違憲性の事前審査

第33条　［削除］*

第34条

⑴　国会は、議院規則の可決の前に、違憲の疑いのある規定を指摘し、憲法との適合性の審査のため、議院規則を憲法裁判所に送付する。

⑵　憲法裁判所が議院規則の規定を違憲であると判断した場合には、国会は、その違憲状態を解消しなければならない。

第35条

⑴　憲法裁判所は、国会で可決されたが、未だ公布されていない法律の違憲の疑いのある規定について共和国大統領の申立てに基づき審査する。

⑵　憲法裁判所が当該規定が違憲であると判断した場合には、国会がその違憲状態を解消するまで、共和国大統領は、当該法律を公布することができない。

第36条

⑴　国会、共和国大統領及び政府は、条約の承認の前に、当該条約における違憲の疑いのある規定の合憲性の審査を要求することができる。

⑵　憲法裁判所が当該条約の規定が違憲であると判断した場合には、当該条約に関わる機関又は人がその違憲状態を解消するまで、当該条約は、批准されないものとする。

違憲性の事後審査

第37条

違憲性の事後審査を求める申立てにおいては、法令又は国家行政のその他の法的措置の全部又は一部の無効を要求しなければならない。

第38条

⑴　裁判官は、審理中の事案において、憲法違反であると判断した、法律又は国家行政のその他の法的措置を適用しなければならない場合には、審理を停止するとともに、憲法裁判所の訴訟を開始する。

⑵　審理中の事案において、適用されるべき法令が違憲であると見なした者は、裁判官による第１項に規定する手続の開始を要求することができる。

第39条

検察官は、その一般的な法的監督権の行使において、政令よりも下位の不当な法令又は国家行政のその他の法的措置に対し、異議を申し立て、当該法令等を定めた機関が申立てに同意しない場合には、当該機関は、当該異議に対する憲法裁判所の判断を要求し、提訴の理由を当該検察官に通知する。

第40条

憲法裁判所が法令又は国家行政のその他の法的措置の違憲を確定した場合には、憲法裁判所は、当該法令又は国家行政のその他の法的措置の全部又は一部を無効とする。

第41条

無効に関する憲法裁判所の決定は、官報又は国家行政のその他の法的措置が公布された公報において公表する。

第42条

(1) 第40条に該当する場合には、決定の公表の日から、法令又はその規定は効力を失い、国家行政のその他の法的措置又はその規定は、廃止される。

(2) 既に公布されているが、施行されていない法令が違憲である場合には、当該法令は施行されない。

第43条

(1) 憲法裁判所の決定において無効と判断された法令又は国家行政のその他の法的措置は、当該決定が公報に公表された日から適用することができなくなるものとする。

(2) 法令又は国家行政のその他の法的措置の無効は、第3項の規定を除き、決定の公表以前に生じた法的関係並びにそれから生じる権利及び義務に影響を与えない。

(3) 有罪と宣告された者が不利な結果から未だ免れておらず、裁判において適用された規定の無効が処分の軽減若しくは中止又は責任の免除若しくは限定という結果に及ぶ場合には、憲法裁判所は、違憲の法令又は国家行政のその他の法的措置に基づいた法的拘束力のある決定により終了した刑事裁判の見直しを命令する。

(4) 法的安定性に資する場合又は訴訟を提起した者に特定の重要な利益をもたらす場合には、憲法裁判所は、第42条第1項並びに第43条第1項及び第2項に規定する時期とは異なる、違憲の法令の無効又は具体的な事案への適用の時期を決定することもできる。

条約との適合性の審査

第44条

憲法裁判所は、職権により、又は第21条第3項に規定する機関若しくは人により提起された申立てに基づき法令又は国家行政のその他の法的措置の条約との適合性について審査する。

第45条

(1) 憲法裁判所は、条約を公布する法令と同位の若しくはそれより下位の法令又は国家行政のその他の法的措置が当該条約に抵触すると判断した場合には、当該条約に違反する法令又は国家行政のその他の法的措置のすべて又は一部を無効とする。

(2) 無効の決定の公表及び無効による法的効果については、第41条から第43条までの規定を適用する。

第46条

(1) 憲法裁判所は、条約を公布する法令よりも上位の法令が条約に抵触していると判断した場合には、状況判断に基づいた期限を指定した上で、当該条約を締結した機関、人又は立法機関に対し、抵触の解消を喚起する。

(2) 第1項に規定する抵触を解消するよう求められた機関又は人は、定められた期限までにその任務を果たさなければならない。

第47条

(1) 憲法裁判所は、立法機関が条約から生じる立法の任務の遂行を怠っていると判断した場合には、不作為を犯している機関に対し、期

限を付して当該任務の遂行を喚起する。

⑵　不作為を犯している機関は、期限内に立法上の任務を遂行しなければならない。

憲法訴願

第48条

⑴　憲法違反の法令の適用の結果として、権利侵害を被り、かつ、その他の可能な法的救済手段を尽くした者又はその他の法的救済手段を確保することができない者は、憲法で保障された権利の侵害を理由として、憲法裁判所に憲法訴願を提起することができる。

⑵　憲法訴願は、法的拘束力のある決定の通知から60日以内に書面により提起することができる。

⑶　憲法裁判所での裁判については、第40条から第43条までの規定を適用する。

不作為による憲法違反

第49条

⑴　憲法裁判所は、職権により、又はいずれかの者による申立てにより、立法機関が法令による授権から生じる立法上の任務を怠り、そのために違憲状態をもたらしていると判断した場合には、怠慢を犯している機関に対し、期限を付して、当該任務の遂行を喚起する。

⑵　怠慢を犯した機関は、期限内に立法上の任務を遂行しなければならない。

権限の抵触

第50条

⑴　裁判所を除く国家機関の間、地方自治体の間又は地方自治体と裁判所を除く国家機関との間に権限の抵触が生じた場合には、当該機関は、憲法裁判所に対し、権限の抵触の解消を申し立てることができる。

⑵　憲法裁判所は、申し立てた機関の意見を聴取せずに、問題となっている紛争において、いずれの機関に権限があるかについて決定し、裁判をすべき機関を指名する。

憲法規定の解釈

第51条

⑴　憲法裁判所は、第21条第６項に規定する申立てに対し、憲法の個々の規定を解釈する。

⑵　憲法裁判所は、解釈の決定を官報において公表する。

第５章　末尾規定

第52条

⑴　この法律は、公布日から発効する。

⑵　憲法裁判所の活動は、1990年１月１日から開始する。

第53条

⑴　憲法裁判所の設立に際して、国会は暫定的に５名のみの裁判官を選出する。選出された裁判官は、互選により憲法裁判所副長官を選出する。

⑵　この法律の発効日の前に第６条に規定する指名委員会は、国会に対し、憲法裁判所裁判官の推薦を行う。

⑶　憲法裁判所は、裁判官全員の任命まで、裁判官会議の管轄事項とされる裁判も行い、憲法裁判所長官の権限については、長官の選出まで副長官が行使する。

⑷　憲法裁判所の裁判官会議の管轄事項とされる事案においては、決定に際して少なくとも４名の憲法裁判所裁判官が出席している場合には、暫定的に５名の裁判官によって構成される憲法裁判所が決定することができる。可

否同数の場合には、副長官が決裁する。

第54条

⑴　憲法裁判所のその他の５名の裁判官は、次の国会議員選挙後の国会の最初の会議から２か月以内に選出する。憲法裁判所の裁判官に選出された10名の裁判官は、互選により憲法裁判所長官を選出する。

⑵　憲法裁判所の裁判官会議の管轄事項とされている事案においては、決定に際して憲法裁判所長官又は長官に事故がある場合には副長官を含む、少なくとも８名の裁判官が出席している場合には、暫定的に10名によって構成される憲法裁判所が決定することができる。可否同数の場合には、第30条第３項の規定を適用する。

第55条

第５条第３項の規定は、憲法裁判所の最初の10名の裁判官の選出には適用しない。

第56条

憲法裁判所の残りの１名の裁判官は、憲法裁判所の設立の５年後１年以内に国会により選出される。

第57条

この法律は、1972年法律第５号ハンガリー共和国検察法第５章に規定する検察官の権利及び義務に影響を及ぼさない。

第58条

⑴　この法律の発効と同時に1984年法律第１号憲法評議会法は、廃止される。

⑵　憲法評議会に提起されているがこの法律の発効までに判断が下されていない申立て及び憲法訴願については、憲法裁判所が判断する。

第59条

［削除］*

訳注

＊法律改正により削除された。

（**やまおか　のりお**・政治議会課憲法室）